

別表第3(第6条、第8条、第14条関係)

区分	書類	
	種類	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、建築物及びその出入口の位置並びに駐車場その他の整備項目に係る部分の位置及び幅
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅並びに駐車場その他の整備項目に係る部分の位置及び幅
公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、建築物の位置、改札口の位置及び幅並びに乗降場その他の整備項目に係る部分の位置及び幅
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、改札口の位置及び幅並びに乗降場その他の整備項目に係る部分の位置及び幅
道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、土地の高低、歩道の位置及び幅員並びに立体横断施設その他の整備項目に係る部分の位置
公園	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置並びに園路その他の整備項目に係る部分の位置及び幅員
路外駐車場	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における出入口の位置並びに車いす使用者用駐車施設その他の整備項目に係る部分の位置及び幅員
共通	その他必要な書類	

備考 建築物に係る書類については、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)に規定する建築確認申請書に添付する書類と併用することができる。